

平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会会議録  
目 次

第 1 号（2月13日）

|             |    |
|-------------|----|
| 招集告示        | 2  |
| 議事日程        | 3  |
| 本日の会議に付した事件 | 3  |
| 出席議員        | 3  |
| 欠席議員        | 3  |
| 説明のための出席者   | 3  |
| 構成市職員出席者    | 4  |
| 事務局職員出席者    | 4  |
| 開会の宣告       | 5  |
| 諸般の報告       | 5  |
| 会議録署名議員の指名  | 5  |
| 会期の決定       | 5  |
| 管理者招集挨拶     | 5  |
| 議案第1号       | 7  |
| 議案第2号       | 10 |
| 閉会の宣告       | 19 |

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第439号

平成29年2月3日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会  
議 長 石 井 恵 子

平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の招集に  
ついて（通知）

本日、管理者から平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を招集する  
告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第1号

平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

期 日 平成29年2月13日  
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
アクアセンターあじさい2階会議室

平成29年2月3日  
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
管 理 者 清 水 聖 士

# 平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会

平成29年2月13日(月)  
午後3時開会

## 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について  
日程第4 議案第2号 平成29年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

## 出席議員(12名)

|     |    |    |    |     |    |     |    |    |
|-----|----|----|----|-----|----|-----|----|----|
| 1番  | 森  | 谷  | 宏  | 議員  | 2番 | 小田川 | 敦子 | 議員 |
| 3番  | 石井 | 昭一 | 議員 | 4番  | 小易 | 和彦  | 議員 |    |
| 5番  | 秋谷 | 公臣 | 議員 | 6番  | 日下 | みや子 | 議員 |    |
| 7番  | 小泉 | 嚴  | 議員 | 8番  | 田中 | 和八  | 議員 |    |
| 9番  | 日暮 | 栄治 | 議員 | 10番 | 芝田 | 裕美  | 議員 |    |
| 11番 | 石井 | 恵子 | 議員 | 12番 | 小泉 | 文子  | 議員 |    |

## 欠席議員(なし)

---

## 説明のための出席者

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 管 | 理 | 者 | 清 | 水 | 聖 | 士 | 君 |   |   |
| 副 | 管 | 理 | 者 | 秋 | 山 | 浩 | 保 | 君 |   |
| 副 | 管 | 理 | 者 | 伊 | 澤 | 史 | 夫 | 君 |   |
| 監 | 査 | 委 | 員 | 松 | 丸 | 幹 | 雄 | 君 |   |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 河 | 崎 | 啓 | 二 | 君 |
| 事 | 務 | 局 | 長 | 渡 | 邊 | 忠 | 明 | 君 |   |
| 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 篠 | 藤 | 和 | 夫 | 君 |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 川 | 上 | 清 | 美 | 君 |   |

|         |           |
|---------|-----------|
| あじさい 所長 | 篠 藤 和 夫 君 |
| しらさぎ 所長 | 笠 井 雅 之 君 |
| 周辺整備 室長 | 川 名 雅 之 君 |

---

構成市職員出席者

|              |         |
|--------------|---------|
| 柏市廃棄物政策課主幹   | 原 晃 一   |
| 白井市環境課長      | 川 上 利 一 |
| 鎌ヶ谷市クリーン推進課長 | 小 高 仁 志 |

---

事務局職員出席者

|             |         |
|-------------|---------|
| 総務課長補佐      | 伊 藤 周 一 |
| しらさぎ所長補佐    | 鈴 木 朋 彦 |
| 総務課総務財政係長   | 栗 原 稔   |
| 総務課総務財政係主査補 | 鈴 木 充   |

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（石井恵子議員） 皆様、本日はご多忙の中、ご参集をいただき大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について、議案第2号 平成29年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算、以上2件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

◎諸般の報告

○議長（石井恵子議員） 日程に先立ち、報告いたします。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。以上で報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（石井恵子議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、3番、石井昭一議員、4番、小易和彦議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（石井恵子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井恵子議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◎管理者招集挨拶

○議長（石井恵子議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いします。

管理者。

○管理者（清水聖士君） 平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の開会に当たり、

一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案2件であります。議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合規約につきましては、廃棄物処理施設周辺整備実施計画に関連する事務として、組合の共同処理する事務に、都市公園の設置及び管理運営に関する事務を新たに加えるべく、変更手続を進めているところでございます。

次に、クリーンセンターしらさぎの長寿命化計画につきましては、一般廃棄物処理基本計画において、平成30、31年度に位置づけておりましたが、平成32年開催の東京オリンピックに向けた関連施設整備に伴う労務費並びに建設資材等の高騰が懸念される状況であるため、これら費用の安定が想定される平成32、33年度の長寿命化工事実施を前提に構成市と協議し、平成30年度に改訂予定の一般廃棄物処理基本計画に位置づけてまいります。

次に、周辺整備事業につきましては、廃棄物処理施設周辺整備実施計画に位置づけられた整備優先エリアの現況用地測量を終えたところであります。今後は、事業を着実に推進して周辺環境の向上を図ってまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定につきましては、組合の財産の交換、譲与または減額譲渡、無償貸し付けまたは減額貸し付け等について、一般的取り扱い基準を定めようとするものでございます。

次に、議案第2号 平成29年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてご説明いたします。

まず平成29年度予算につきましては、構成市の厳しい財政状況に鑑み、歳出の削減に努め、構成市の負担金の増加を抑制し、平準化を図ることといたしました。また、各施設につきましては、安全で安定した施設の運営を推進するため、設備の老朽化や機能低下に伴う修繕を計画的に実施するとともに、各事業に際しては、業務の見直し、廃止を含め長期的な視点に立ち、徹底した歳出削減に取り組み、効率的で効果的な予算とすることを目標に編成をいたしました。この結果、平成29年度の一般会計予算は歳入歳出とも29億8,952万7,000円となり、前年度と比較して、額で1億8,528万1,000円、率にして6.6%の増額予算となっております。

続きまして、歳入歳出ごとに主なものをご説明いたします。

歳入につきましては、分担金及び負担金は、ダイオキシン類対策事業にかかわる地方債の元金償還が始まることから、構成市負担金において、前年度比4,699万円増の24億7,940万7,000円となっております。

歳出につきましては、総務費では、地方公会計の整備促進にかかわる経費として、地方公会計制度導入支援業務委託費を計上しております。

し尿処理費では、水路用地測量業務委託費及び水路内清掃業務委託費を計上しております。

ごみ処理費では、クリーンセンターしらさぎの修繕計画に基づく焼却設備や耐火物の修繕料の増加に伴い、前年度比で9,498万5,000円の増となりました。

周辺整備費では、廃棄物処理施設周辺整備実施計画に位置づけられた整備優先エリアの基本設計業務委託費を計上しております。

公債費では、ダイオキシン類対策事業にかかわる平成26年度借入れ分の元金償還が始まることから、前年度比で4,240万9,000円増の5,234万3,000円となっております。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

### ◎議案第1号

○議長（石井恵子議員） 日程第3、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定を踏まえ、今後、組合財産の交換、譲与等が発生することに備え、財産の交換、譲与または減額譲渡、無償貸し付け、または減額貸し付け等について、一般的取り扱い基準を定めようとするものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。

第2条は、普通財産の交換ができる場合を定めたもので、第1項第1号は、公用または公共用に供するため、組合が他人の所有する財産を必要とするとき、第2号は、公用または公共用に供するため、国または他の地方公共団体その他公共団体において、組合の普通財産を必要とするときは、他の同一種類の財産と交換することができる旨を定めたものでございます。

第2項は、等価交換の原則を定めたもので、普通財産を交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない旨を定めたものでございます。

第3条は、普通財産の譲与または減額譲渡ができる場合を定めたもので、第1号及び第2号は、国または他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき、第3号及び第4号は、当該普通財産の寄付者またはその相続人その他の包括承継人に譲渡するときの条件を定めたものでございます。

第4条は、普通財産の無償貸し付けまたは減額貸し付けができる場合を定めたもので、第1号は、

国または他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において、公用もしくは公共用または公益事業に供するとき、第2号は、地震等の災害により当該普通財産の貸し付けを受けた者が、財産を使用の目的に供しがたいと認めるときは、無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができることを定めたものでございます。

第5条は、物品の交換ができる場合を定めたもので、第1項は、物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を本組合以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる旨を定めたものでございます。

第2項は、第2条第2項の規定を準用することを定めたものでございます。

第6条は、物品の譲与または減額譲渡ができる場合を定めたもので、第1号は、国または他の地方公共団体その他公共団体または私人に物品を譲渡するとき、第2号は、当該物品または工作物の寄付者またはその相続人その他包括承継人に譲渡するときの条件を定めたものでございます。

第7条は、物品の無償貸し付けまたは減額貸し付けができる場合を定めたもので、公益上必要があるときは、国または他の地方公共団体その他公共団体または私人に、無償または時価より低い価額で貸し付けることができることを定めたものでございます。

最後に附則で、条例の施行を公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） これより質疑を行います。

開始に当たり、議長からお願い申し上げます。

発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 皆さん、こんにちは。

柏の日本共産党の日下みや子です。

ただいま説明のあった議案第1号について2点伺いたいと思います。

条例が提案されましたので、私も柏の条例と比較してみたんですね、そしたら1カ所を除いて全て文言が同じでした。どの自治体にも同じような条例があると思うんですけども、ちなみに柏市の場合は、昭和39年4月1日から施行されています。

では、当組合において、今なぜこの条例を提案することになったのか、その理由についてご説明いただきたいと思います。これが1点目。

2点目は、条例案の第2条には普通財産の交換について、価額の差額がその高価なものの価額の4分の1を超えるときはこの限りでないとあります。柏市条例は、価額の差額について6分の1と定めています。条例案で当組合が4分の1とした理由を説明いただきたいと思います。



1 問目以上です。

○議長（石井恵子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） ただいまの議案第 1 号のご質疑についてお答えいたします。

お尋ねは 2 点ございました。

初めに条例の提案理由についてお答えいたします。

組合における財産の交換、譲与等につきましては、地方自治法第96条第 1 項第 6 号及び第237条第 2 項の規定により、条例で定める場合、または議会の議決を得た場合に可能となりますが、本条例案は、組合の土地や物品などの財産における交換、譲与、譲渡、貸し付けについての一般的な取り扱い基準を定め、今後想定されるあじさい搬入道路の譲与、あじさい・しらさぎ敷地内の水路用地の交換などの対応に備え、財産の管理及び処分を迅速かつ効果的に実施することを目的に整備するものでございます。

次に、4 分の 1 とした理由についてでございますが、当組合近郊の東京都、神奈川県を初め、千葉市、船橋市、市川市、鎌ヶ谷市など多くの自治体で 4 分の 1 としていること、また国の普通財産の有効かつ適切なる管理及び処分を定めた国有財産特別措置法におきましても、交換の特例条項で 4 分の 1 としていることなどから 4 分の 1 としたものでございます。

○議長（石井恵子議員） 第 2 問、日下議員。

○6 番（日下みや子議員） 他市で 4 分の 1 が多いということは今のご答弁でわかりました。

普通財産の交換の条件については、柏市のように価額の差が 6 分の 1 以下までと厳しく定めるのが私は適切ではないのかなというふうに思うんですけど、4 分の 1 以下と定めた理由はどのようなことでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（石井恵子議員） 総務課長。

○総務課長（川上清美君） お尋ねは、4 分の 1 以下と定める理由はどのようなものかについてでございますが、6 分の 1 と 4 分の 1 を比較したとき、交換条件について、より柔軟な対応が可能となること、公共的事業を迅速かつ効果的に実施するという考えのもとから 4 分の 1 とするものでございます。

○議長（石井恵子議員） 第 3 問、日下議員。

○6 番（日下みや子議員） 質問よりも一言なんですけど、行政における財産は、いわば市民の財産だと思いませんか。その交換や譲与等については、私は厳正であるべきだというふうに考えるんです。

公共的事業を迅速かつ効果的に実施するためというご答弁でしたけれども、安易な交換につながることはないかと若干の疑問が残ります。

以上、意見です。

○議長（石井恵子議員） 以上で質疑を終結いたします。

議案第1号については討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（石井恵子議員） 起立全員でございます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第2号

○議長（石井恵子議員） 日程第4、議案第2号 平成29年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） 議案第2号 平成29年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成29年度の予算編成に当たりましては、構成市の厳しい財政運営を十分認識し、職員一人一人がコスト意識を強く持ち、業務の見直し・廃止を含め、長期的な視点に立ち、徹底した歳出削減に取り組み、効果的で効率的な予算編成を基本方針に掲げ、編成いたしました。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

第1条は歳入歳出それぞれの予算総額を29億8,952万7,000円とし、第2条は一時借入金の最高額を5,000万円と定め、第3条は同一款内における人件費の流用について定めたものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。歳入歳出の総額は、それぞれ29億8,952万7,000円とするものでございます。

それでは、予算内容について順次ご説明いたします。歳入、歳出とも前年度と比較して、主に増減額の大きい項目についてご説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入の1款1項1目衛生費負担金につきましては、前年度比4,699万円増の24億7,940万7,000円を計上しております。

構成市ごとの負担金額につきましては、柏市が8億1,381万1,000円で前年度比2,430万6,000円の増、白井市が1億2,304万3,000円で前年度比55万6,000円の減、鎌ヶ谷市が15億4,255万3,000円で前年度比2,324万円の増となっております。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

2款使用料及び手数料でございます。

2項1目手数料につきましては、浄化槽汚泥及び事業系一般廃棄物の搬入量の実績から増加を見込み、前年度比1,625万4,000円増の2億5,688万4,000円を計上するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

4款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、構成市ごとの繰入額を柏市分3,723万9,000円、白井市分623万4,000円、鎌ヶ谷市分7,005万3,000円とするもので、前年度比8,426万円増の1億1,352万6,000円を計上するものでございます。

6款1項1目雑入につきましては、前年度比618万2,000円減の2,721万4,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、共同化処理費分の資源物売り払い代で、金属類の価格の下落が見込まれることによるものでございます。

こうしたことから、歳入総額で前年度比1億8,528万1,000円増の29億8,952万7,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

16ページ、17ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費につきましては、前年度比24万1,000円増の8,499万6,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、国からの通知等に基づき、地方公会計制度の導入に伴うための経費を計上したことによるものでございます。

続きまして、22ページ、23ページをお開きください。

3款1項1目し尿処理費につきましては、前年度比745万円増の3億1,745万3,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、あじさい敷地内にある水路用地の交換に係る経費及びし尿処理施設設備の老朽化による修繕料等の増額を見込んだことによるものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。

2目ごみ処理費につきましては、前年度比9,498万5,000円増の11億9,406万8,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、あじさい同様、クリーンセンターしらさぎ敷地内にある水路用地の譲与に係る経費及び修繕計画に基づく修繕料の増額によるものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお開きください。

3目共同化処理費につきましては、前年度比3,242万3,000円増の10億2,414万1,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、不燃ごみ選別処理業務委託における破砕機4軸刃の交換の業務増によるものでございます。

続きまして、30ページ、31ページをお開きください。

4目周辺整備費につきましては、前年度比778万7,000円増の2億8,406万3,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、廃棄物処理施設周辺整備実施計画に基づく廃棄物処理施設周辺整備基本設計業務委託費等を計上したことによるものでございます。

続きまして、36ページ、37ページをお開きください。

4款公債費でございます。増額の主な要因は、ダイオキシン類対策事業に係る平成26年度地方債借り入れ分の元金の償還が始まることによるものでございます。

6款1項1目予備費につきましては、前年度と同額の3,000万円を計上するものでございます。

こうしたことから、歳出総額で前年度比1億8,528万1,000円増の29億8,952万7,000円を計上するものでございます。

以上で、議案第2号 平成29年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） これより質疑を行います。

事前に通告がありました日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 議案第2号、平成29年度一般会計予算案について質疑を行います。

初めに、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費について伺います。

1点目は、予算案に示されている指定管理者への委託料9,861万7,000円の算定根拠についてお示しいただきたいと思えます。

2点目ですが、指定管理料について余剰金が発生した場合のお金の扱いについて、伺いたいと思えます。

これは予算書にないことなんですけれども、協定書では、指定管理者7対組合3の割合で配分するとしています。本来、指定管理者制度で余剰金が発生した場合、その余剰金は施設を利用している市民にまず還元されるべきだというふうに私は考えます。

協定書では、余剰金が発生した場合は、まず本件施設の備品購入費や設備投資等に充当し、それでも残った場合は、指定管理者7対組合3の割合で配分するとしています。この7対3の配分比率は適切でしょうか。少なくとも5対5にすべきと考えますがどうか。

3点目、既に導入されている地下水膜ろ過システムに関する経費について伺います。

このシステム導入により、地下水を活用できるようになりまして水道料金が大幅に引き下げられたことは評価します。

この導入に当たっては、4,924万8,000円を組合が負担しているんですね。これについて、全て組合が負担すべきものだったのでしょうか。

協定書の第6章、指定管理料及び利用料金について第37条の第4項で、余剰金が発生した場合、指定管理者は余剰金を本件施設の備品購入費、設備投資または地球温暖化対策費に充当するとありますが、この条文が守られていないのではありませんか、お答えください。

次に、統一的な基準による公会計システムの整備に係る経費について伺います。

第2章の概要で、2ページの後半に載っていますけれども、政府が進める地方公会計の整備方針に基

づく予算は、既に28年度固定資産台帳整備支援業務委託で274万8,000円が計上されています。これは今年度の予算に計上されているんですけど、さらにここに掲載されている29年度の予算案として、システム導入業務委託に64万8,000円、それからシステム使用料51万9,000円に加えて地方公会計制度導入支援業務委託に291万6,000円が計上されています。

そこで伺います。システムの導入について、総務省は統一モデルに準拠した標準ソフトを各自治体に無償提供するというふうに言っています。それを活用すれば整備に係る経費の負担を軽減できるのではありませんか。

2点目、経費の地方公会計制度導入支援業務委託、291万6,000円は、どのような事業なのか。

3点目、当組合にとって、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書のいわゆる財務書類4表等、発生主義・複式簿記等の地方公会計整備の必要度はどれほど高いのでしょうか。

次に、議員報酬、特別職給料の支給についてです。

市民の中に、当組合の議員報酬、特別職給料について、報酬・給料の二重取りではないかとの批判がありますが、二重取りではないと言える根拠があったら示してください。

以上、1問目を終わります。

○議長（石井恵子議員） 事務局長。

○事務局長（渡邊忠明君） ただいまの議案第2号のご質疑についてお答えいたします。

初めに大きなご質疑の1点目、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費についてお答えいたします。

お尋ねは3点ございました。

まず初めに、委託料9,861万7,000円の算定根拠でございますが、指定管理者制度を導入しているさわやかプラザ軽井沢におきましては、平成26年度に指定管理者の募集を行い、そこで応募のあった事業者のうち、指定管理者に指定しました事業者から提示された収入と支出の収支計画書に基づき指定管理料を算定しております。

なお、平成27年3月18日に締結した基本協定書におきまして、平成27年度から平成31年度までの5年間の指定管理料の上限額を定め、年度協定書におきまして当該年度の指定管理料を定めているところでございます。

次に、指定管理者と組合における利益の配分割合についてでございますが、当該余剰金につきましては、指定管理者の収支が黒字の場合の取り扱いについて定めているものでございます。

まず指定管理者から提示された収支計画書では、指定管理料を含む収入を施設の管理運営に要する支出に充てることから、収入と支出が同額となっております。平成26年度の指定管理者募集時の申請書類の一つといたしまして、収支が黒字の場合の取り扱いに関する果実還元提案書がございました。

その提案書の中で、現在の指定管理者からは、収支が黒字の場合、100分の30に相当する額を組合へ納入するという提案があり、その果実還元の提案を含めた施設全体の運営の提案により、指定管理者に選定されたことから適切であるものと認識しております。

なお、収支が赤字の場合につきましては、組合はその損失を補填することなく、指定管理者の負担となるものでございます。

最後に、地下水膜ろ過システム導入経費についてでございますが、地下水膜ろ過システム導入につきましては、水道料金の削減及びプールの水温管理対策として実施したものであり、平成26年8月6日から使用を開始しております。

平成26年度の指定管理者の募集時におきましては、組合では地下水膜ろ過システムの導入により、地下水の使用を全体使用量の約70%と試算しておりましたが、現在の指定管理者からは約75%の使用提案がなされました。この提案をもとに、さわやかプラザ軽井沢において使用した水の合計量を水道料金で換算した場合と比較いたしますと、約1,600万円の削減効果となり、システムを導入しなかった場合に比べ、指定管理料は各年度で約1,600万円削減されたこととなります。したがって、システム導入に要した約5,000万円の投資金額は、3年程度で回収が可能と試算しております。

次に、大きなご質疑の2点目、公会計システムの経費についてお答えいたします。

お尋ねは3点ございました。

まず初めに、総務省の無償提供ソフトについてでございますが、総務省では、平成27年度より地方公会計の整備促進のため、無償で標準ソフトを提供しているところでございますが、標準ソフトウェアの導入に当たりましては、システムの性能を満たすために、サーバー及びパソコンなどの機器やコンピューターを起動するためのソフトウェアの購入などが必要となること、保守・管理の点におきましては、サポートが不十分で、ソフトウェアにふぐあいが生じた場合には利用者側で対応することが必要であること、制度改正などへの対応が不明確であること、既存の財務会計システムなどと互換性がないなど幾つかの問題点がございました。

そこで、これらの問題点をクリアするため、当組合では、既存の財務会計システムとの連携が可能となること、データ入力の省力化が図られること、独立したシステムを使用することで外部からの不正アクセスの防止が図られ、また機器の保守やサポートにつきましても十分対応が可能である総務省の標準ソフトウェアに準じた他のソフトウェアの導入を検討しているところでございます。

次に、地方公会計制度導入支援業務委託の内容についてでございますが、新地方公会計の分野における専門的な知識やノウハウを有する会計士などの専門家の支援を得ることで、新地方公会計の導入を円滑に推進することを目的として実施するものでございます。

具体的には、公会計規則やルールなどの作成支援、統一的な基準による財務諸表の作成支援、財源充当や決算処理、公表書類の作成支援を予定しているところでございます。

最後に、地方公会計整備の必要性についてでございますが、地方公会計の整備につきましては、平

成27年1月23日に総務省から地方公共団体に対し、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請されたところでございます。

これまで、当組合の財務書類につきましては、多くの地方公共団体が採用している総務省方式改訂モデルにより作成してきたところでございますが、本格的な複式簿記を導入していないことから、事業別や施設別の分析ができないこと、固定資産台帳の整備が進まず貸借対照表の資産計上額に精緻さを欠くなどの課題がございました。

統一的な基準による公会計は、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備という特徴を持ち、財務情報をわかりやすく開示すること、資産・債務管理や予算編成への有効活用、各地方公共団体の財務状況との比較が可能となり、自治体経営の強化に資するものと期待されております。

最後に、大きなご質疑の3点目、議員報酬、特別職給料の支給に対する見解についてお答えいたします。

地方自治法第292条におきまして、地方公共団体の一部事務組合は、地方公共団体に関する規定を準用することとされております。また、地方自治法第203条におきましては、地方公共団体は議員に対して報酬を、同法第204条におきましては、長に対して給与を支払わなければならないと規定されております。

これらのことから、組合議会議員及び正・副管理者への報酬または給与等につきましては、当組合における職務への対価であり、これらを支給することは妥当であるものと認識しております。

○議長（石井恵子議員） 第2問、日下議員。

○6番（日下みや子議員） 初めに、さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費について伺います。

1点目、指定管理料9,861万7,000円が算定された根拠となる指定管理者の収入と支出はどのようなものかお示してください。

2点目、その中で、水道料金についてはどのように計算されているのか、また28年度の実績見込みについてお示してください。

3点目、地下水膜ろ過システム導入で1,600万円の削減効果があるとのことですが、消費税増税分を勘案したとしても指定管理料に相当分の反映が見られませんが、どういう事情によるものでしょうか。

4点目、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者は、リフレッシュプラザかしの管理も行っています。ここでは、余剰金の配分が5対5になっています。同じ企業が管理を行っていて、一方は7対3、一方は5対5というのはどういうことでしょうか。

次に、統一的な基準による公会計システムの整備に係る経費について伺います。

1点目、柏市の予算と比較したとき、柏市にはない予算として地方公会計制度導入支援業務委託

291万6,000円が計上されていますが、どのような事情によるものでしょうか。

2点目、柏市の固定資産台帳整備件数は1万5,000件とのことですが、当組合の台帳整備件数は何件ですか。

3点目、柏市と比較しても、規模の小さい当組合のこれに係る経費が大きいのは理解しがたいのですが、どういうことでしょうか。

以上、2問目です。

○議長（石井恵子議員） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） さわやかプラザ軽井沢の維持管理運営に要する経費の4点についてお答えをいたします。

まず1点目の指定管理料の根拠となる収入と支出でございますが、指定管理者の平成29年度収支計画書について申し上げます。

収入の内容につきましては、施設の利用料金収入を初めとして、飲食、整体、理髪店事業などの自主事業収入であり、その合計は1億8,423万9,000円でございます。

支出の内容につきましては、職員の人件費、光熱水費、設備保守管理業務などの委託費を含みます施設管理費と自主事業費などでございまして、その合計は2億8,285万6,000円でございます。

この収入と支出の差額でございます9,861万7,000円が指定管理料となっております。

次に、2点目の指定管理料に含まれる水道料金の計算について、それから28年度の実績見込みというところでございます。

まず水道料金の計算でございますが、指定管理者では1年間の水使用量を約6万6,600立方メートルとしてございます。そのうち上水道の使用を約25%とし、地下水の使用を約75%とする設定で積算をしてございます。上水道の料金が約800万円、地下水の使用料金でございますが、地下水膜ろ過システムの保守管理費等を含めまして約780万円、合計で約1,580万円となっております。

次に、28年度の実績見込みでございますが、年度の途中でございまして、昨年の4月からことしの1月までの10か月間の水の使用割合について申し上げます。施設全体の水の使用量は5万2,159立方メートルであり、そのうち約95%に当たります4万9,433立方メートルが地下水を使用してございます。残りの約5%に当たります2,726立方メートルが上水道の使用となっております。

次に、3点目の地下水膜ろ過システム導入による削減効果の1,600万円について、指定管理料に反映しているとは思えないがということでございますが、地下水膜ろ過システムの導入によりまして、平成27年度から31年度までの各年度の指定管理料は1,600万円の削減効果を見込んだものとなっております。

また、指定管理料は、消費税が8%に変更となりました平成26年度は1億675万5,000円で、平成29年度は9,861万7,000円であり、813万8,000円の減少となっております。

地下水膜ろ過システムの導入効果に対して、指定管理料の減少額が相違していることにつきまして



は、指定管理者からの収支計画書の比較で申し上げますと、平成26年度と平成29年度では各項目ごとに増減はございますが、電気料金が約820万円、約24%増加していることが主な要因でございます。

次に、4点目のさわやかプラザ軽井沢の指定管理者はリフレッシュプラザかしわの管理も行っており、利益の配分が5対5になっている。利益は平等に配分されるべきではないかということでございますが、指定管理者の収支計画書は、収入と支出が同額となる積算がされてございます。しかしながら、指定管理者の効果的・効率的な管理運営の結果、生じた余剰金につきましては果実還元提案書により、その配分率は指定管理者が70、組合が30と提案がされております。

当組合といたしましては、この果実還元提案により余剰金が発生した場合は、指定管理者は、まず施設の備品購入費、設備投資等に充当して、なお残額が発生した場合には100分の30を組合に納入することを基本協定書で定めておる次第でございます。以上です。

○議長（石井恵子議員） 総務課長。

○総務課長（川上清美君） お尋ねは3点ございました。

まず、1点目の地方公会計制度導入支援業務委託291万6,000円が計上されているが、どのような事情によるものかについてでございます。

公会計の整備に当たっては、勘定科目の設定、仕訳パターンの設定、資金仕訳変換ルール等の作成、財務書類の作成や連結処理の方法など、当該団体におけるルールづくりが重要であること、また財務書類を活用して情報を開示していくためには、職員が財務書類を作成し、活用できるノウハウを習得する必要があるものと考えております。

地方公会計制度導入支援業務は、専門的知識やノウハウを有する会計士などの専門家の支援を得ることで、職員が財務書類を作成、活用するための一助として、今後の公会計の適正な運用を図っていくためには必要な業務であることから計上しているものでございます。

次に、柏市の固定資産台帳整備件数は1万5,000件とのことであるが、当組合ではどの程度かについてでございますが、組合の固定資産台帳については整備中であり、確定しているものではありませんが、現在の状況で約200件となっております。

最後に、柏市と比較しても規模の小さい当組合の予算規模が大きいのは理解しがたいものであるがどうかについてでございますが、当組合は職員20人体制により廃棄物処理施設等の管理運営をしていますが、公会計の整備を行う総務課は6人体制であり、総務、人事、財政、契約管財、議会、会計等の事務を担当しております。

新たな公会計における事務量の増大の対応として、増員等による人材の確保は難しいことなどから、外部発注により対応しようとするものでございます。

○議長（石井恵子議員） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） ただいま議題となりました議案第2号、平成29年度一般会計予算案に反対の立場で討論を行います。

初めにお断りしたいんですけども、この議案質疑一覧表の3行目に、私、1の(2)として利益の配分と書いたんですが、利益という言葉が余剰金と直していただきたいんですね。ちょっと理解が不十分でありまして、指定管理者制度に利益というものはございません。余剰金です。

反対する理由の1点目は、さわやかプラザ軽井沢の指定管理料の算定に納得できないという点です。

質問への回答でも明らかなように、指定管理料は指定管理者の支出と収入の差額で算定されます。支出が少なければ少ないほど指定管理料は削減されるわけです。この間、地下水の利用によって指定管理者の支出は大幅に削減されているはずですよ。

ところで、平成26年度から毎年、地下水は90%から95%を使用しております。ただいまの報告でもありましたように、28年度の決算見込みでは95%という報告がありましたね。なぜ予算で90から95%で算定しないんでしょうか。75%で算定するのでしょうか。予算上は75%で試算し、結果的に95%使用することで余剰金を生み出すと考えざるを得ないのです。これについて私の認識が間違っていたら後でご指摘いただきたいと思います。

そもそも指定管理者制度が導入されたときの大義名分は、経費の削減と市民サービスの向上ということであったはずですよ。その趣旨からいけば、施設の運営上浮いたお金、いわゆる余剰金は利用者に還元されるべきであり、利用料金等の軽減に回されるべきだと思います。少なくとも、協定書にあるように余剰金が発生した場合は、設備投資等へ投入するとあるように、地下水膜ろ過システム導入の経費に充当されるべきではないでしょうか。それでも残った場合の配分は、リフレッシュプラザかしわのように5対5であるべきだと思います。

反対する理由の2点目は、統一的な基準による公会計システムの整備に係る経費の問題です。

この経費について考えるとき、今なぜ公会計なのかという点についてです。

平成27年1月23日の総務大臣通知では、特に公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれますとあるように、地方公会計の改革は、今国が進めようとしている地方財政制度改革の眼目の公共施設の集約化・複合化等と深くかかわっているということです。

そもそも住民サービスを任務とする地方自治体にとって、発生主義・複式簿記といった企業会計手法を導入し、どれだけの資産を蓄えているか、資産がどのように動いたかなどの流れを明らかにする必要がある、どれほどあるというのでしょうか。

さらに、これに係る経費を28年度の固定資産台帳整備委託と合計すると、その額は631万1,000円にもなります。これは柏市の416万7,000円と比較しても多額で、いろいろな事情があったとしても納得できるものではありません。

反対する3点目の理由は、議員報酬と特別職給料の支給についてです。

29年度予算案には、これまで同様に12人の議員報酬として136万4,000円、3人の特別職人件費として37万8,000円が計上されています。このような予算計上に対しては、前任の平野議員以来、一貫して反対をしてきました。

市長にも市議会議員にも、それぞれの市から給与と報酬が支給されています。当組合における任務は、それぞれの自治体の市長及び議員の職務の一環であり、その上に当組合から給料、報酬、手当をいただくことは、市民からの二重取りではないかとの批判を免れないのではないのでしょうか。答弁の法で定められているからでは、批判への回答にはなりません。

以上の3点の理由から、29年度一般会計の予算案に反対をいたします。以上です。

○議長（石井恵子議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（石井恵子議員） 起立多数でございます。

よって、議案第2号 平成29年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（石井恵子議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

午後 4時01分 閉会